

資料5
西東京市
男女平等参画推進委員会
平成30年5月28日

西東京市第3次男女平等参画推進計画

西東京市配偶者暴力対策基本計画

各課事業評価報告

(平成29年度)

(Bグループ)

2. 平成29年度各課事業評価報告

★ (重点課題)

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
89	II-1 (1)	①学校における人権教育の実施	学習指導要領等に基づき、授業や活動などで人権尊重や男女平等などについて指導の充実を図り、学校における人権教育を実施します。	教育指導課	各学校におけるそれまでの実践や実態を踏まえて、人権教育の全体計画及び年間指導計画の見直しを行い、学校における人権教育の一層の充実を図る。
90		②多様な性や生き方に関する理解の促進	講座・講演会や情報提供等を通して、性の多様化や家族形態の多様化等に対する理解の促進を図ります。	協働コミュニティ課	多様な性に関する情報提供を行う。
91	II-1 (1)	③情報誌パリテの発行と配布(再掲)	情報誌パリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課	情報誌パリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行うが。今年度は委員改選を行う。また、多くの市民が読めるように配布について工夫する。
92		④国際交流等行事の実施	国籍、民族、文化、習慣等の異なる人々が互いを理解しあい、地域で共に暮らす多文化共生を推進します。	文化振興課	・西東京市多文化共生センターの運営 ・外国人のためのリレー専門家相談会の実施
93	II-2★ (1)	①講演会やパンフレット等による啓発	暴力の未然防止と早期発見を市民に働きかけるため、講演会やパンフレット等による啓発を行います。	協働コミュニティ課	暴力についての講演・DV冊子の配布を行う。
94		②デートDV防止の啓発	恋人等親密な関係にある男女間の暴力の防止について、啓発を行います。	協働コミュニティ課	DV冊子の配布を行うとともに、センター内において掲示を行う。
95		③早期発見に向けた市民、職務関係者との連携	暴力の早期発見・早期対応に向けて、市民、市の相談窓口や警察等の職務関係者との連携をすすめます。	協働コミュニティ課	暴力の早期発見、対応に向け庁内相談窓口・警察との連携を進める。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	各学校における、教育活動全体を通して、各校で作成する人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、組織的・計画的に人権教育を推進した。また、市内各学校の実施状況については、人権教育推進委員会において共有し、実態を踏まえた指導・助言を行った。	各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画のさらなる改善を図り、学校における人権教育の一層の充実を図る。		
A	情報誌パリテ内で特集記事を掲載し、男女平等推進センター内においては掲示を行った。講座として地域の団体を講師に「知っていますか？LGBTのこと～家庭・学校・地域で考えたい『あなたの身近な人がLGBTだったら』を実施。	引き続き、様々な手段で情報提供をする。		
A	情報誌パリテを10月と2月に合わせて21,000部を発行・配布し、ホームページに掲載をした。男女平等推進センター企画運営委員会の市民委員により、市民が読みやすい、目を引く構成にすることを主眼として、表紙等の色の選定やイラストについて検討したり、見出しの文章やコーナー等の構成を行い、分かりやすい文章表現を心がけて編集を行った。特集記事について、「女性が頑張らずに自立するために」・「防災を多様な視点で考えよう」とし、男女平等意識の無い方にも手に取っていただけるような興味を引く内容を掲載した。	情報誌パリテを発行にあたり、編集支援業者の変更・企画運営委員の改選があるため、早急に体制を整え、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については引き続き市民参画で行い、また、多くの市民が読めるように配布先について工夫する。		
A	【西東京市多文化共生センター】 ・月～金曜日 午前10時～午後4時まで開所 ・外国人の日常生活相談96件、外国人支援活動先の紹介等53件、その他の施設利用1041件、通訳ボランティア派遣事業38件、多言語情報の提供2件、窓口通訳利用50件 子どもにも関わる通訳ボランティア派遣の依頼が多くあった。今後も安定した需要が見込まれる。 【外国人のためのリレー専門家相談会】 ・平成29年8月26日（土）、西東京市民会館で開催 ・専門家：弁護士、行政書士、社会保険労務士、臨床心理士、フェミニストカウンセラー ・言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、やさしい日本語相談：11人13件 外国人が円滑な社会生活を送ることができるよう、相談会を実施した。通訳及び運営に市民ボランティアが関わった。他の相談内容で相談にいらした相談者でもフェミニストカウンセラーがかかわってくることもあり、参加頑いでいる。	以前より認知度のアップについて検討を重ねてきていて、引き続き検討していくが、引き続き検討していきたい。		
A	女性に対する暴力をなくす運動週間（平成29年11月12日～25日）では暴力と関連する児童虐待防止に関わる活動についての講座を実施、チラシに女性に対する暴力について記載し、意識啓発を行った。またチラシによる関心が学び、気付きにつながるようDV冊子を同時に封入した。 DV冊子については関係部署、市内医療機関へ配布を行い広く周知に努めた。	講演会の実施 DV冊子の配布継続		
A	デートDV啓発についてのリーフレット作成にむけ、平成30年度作成予定となった。	デートDVリーフレットの作成 DV冊子の配布		
A	配偶者暴力担当者連絡会議を行い、府内・警察等組織での連携を図った。支援個別対応として警察等と連携し、安全を確保したり、市の相談窓口担当者と連携を行った。早期発見の窓口となる市内医療機関へDV冊子を配布し女性相談窓口の案内を行った。	今後も継続実施する。		

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
96	(2)	①女性相談の実施	男女平等の視点にたち、女性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業を実施します。	協働コミュニティ課	日々の暮らしの中で様々な悩みを抱える女性に寄り添い、自ら問題解決していく糸口を見出していくことを支える。
97		②一人ひとりの状況に応じた相談の実施	女性相談、子供家庭相談、母子相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施します。また、外国語（英語・韓国語等）による相談対応を検討します。	協働コミュニティ課	相談者の個別状況に応じた相談の充実を図り、関係部署と連携し対応する。
98				生活福祉課	2名の家庭相談員を配置し、生活保護受給世帯の女性に対して個別の相談に応じます。 母国語対応が必要な生活保護受給者には、職員による外国語サポーターを活用します。
99				子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談を実施します。
100				子ども家庭支援センター	子供家庭相談を継続して実施する。
II-2★		③男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、男性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課	男性相談についてのあり方を検討する。
101		④相談窓口の周知と情報の提供	さまざまな相談窓口を通してDVの被害者を発見し、適切な支援につなぐため、相談窓口の周知を図り、DVについて情報提供を行います。	協働コミュニティ課	配偶者暴力担当者連絡会議を行い、情報の提供を行う。外部相談窓口（警察・病院）とは日頃の連携の中で窓口の情報提供を行う。
102	(3)	①緊急一時保護の実施	DV被害者の安全を確保するため、緊急一時保護します。	協働コミュニティ課	被害にあった女性の安全を図るため緊急一時保護へつなげる。
103		②民間支援団体との連携	シェルターを運営している民間支援団体と連携し、DV被害者が安心して一時避難できる場所を確保します。	協働コミュニティ課	被害にあった女性が安心して一時避難できる場所を運営している民間シェルターへの運営費を支援する。
104		③緊急一時保護宿泊費等の支援	緊急に保護が必要な女性の安全確保のため宿泊費等を助成します。	協働コミュニティ課	緊急に保護が必要な女性の安全及び自立支援のため、緊急一時保護宿泊費等を支援する。
105		④一人ひとりの状況に応じた連携による支援と情報の提供	DV被害者の生活・子育て等を支援します。また、子どもの心のケアへの支援や保育・就学等の行政サービスに関する支援を行います。	協働コミュニティ課	被害にあった女性の生活と子育て支援をおこなう。子どもの保育・就学について行政サービスにおいて早急に支援を行う。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	女性相談・婦人相談事業で実施 田無庁舎での女性相談出張相談を実施 相談件数 女性相談493件 婦人相談513件	潜在的な相談者の発掘に向け、窓口の周知について検討する。		
A	相談者の個別状況に合わせて関係部署と連携し支援を行った。外国語に関しては民間シェルターにて支援に関わる外国人による通訳にて依頼	個別の状況をふまえながら関係機関と連携し対応する。今後も継続実施する。		
A	DV被害者及び性虐待被害者等の相談に際して、共感を持って接することの出来る家庭相談員を活用することにより、相談者の自立が促進されている。また、近年外国籍の永住者、定住者が増加しており、日本語の話せない相談者からの相談に際しては、外国語センターの尽力により、適切な支援を達成することが出来た。	家庭相談員はCWの補助的な位置付けであるが、家庭相談員でなければ対応できない局面も多く、今後ともCWとの密接な連携の下、家庭相談員の更なる活用を目指したい。		
A	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付、就労・資格取得、住宅、養育・家事援助、年金・手当など、個々の状況に応じた相談・助言を行いました。 8月に「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成・配布したためか、平成29年度は、過去5年間で2番目に相談件数が多かつた。 延べ相談件数1,041件	毎年相談件数が増えるとは限らないが、引き続き一人ひとりの状況に応じた丁寧な相談・助言を行うとともに周知にも努めていきます。		
A	育児に悩む女性やDVを受けているケースなどは、関係機関と連携を取りつつ対応している。相談件数968件、児童虐待相談357件(前年より65件増)、虐待以外の養護相談611件であった。児童本人からの相談は、11件であった。	引き続き継続、関係機関との連携の強化を図る。		
A	市町村男女平等参画施策担当職員連絡会において他市町村の実施状況を把握した。	男性相談のあり方について、他市の実施状況や利用実績等の情報収集しながら継続的に検討を行う。		
A	配偶者暴力担当者連絡会議を行い、庁内・警察・保健所・民生委員等の連携と情報提供を行った。また、早期発見の窓口となる市内医療機関へDV冊子を配布し女性相談窓口の案内を行った。 外部相談窓口とも日頃の業務の中で連携をすすめた。	庁内相談窓口の連携をより一層深めるため今後も配偶者暴力担当者連絡会議を定期的に行う。外部に関してはDV冊子や女性相談カードを活用し、配布する。		
A	DV被害者の安全の確保を第一とし、個々の被害者に適した支援が行えるように保護先の配慮や自己決定を尊重した支援を行った。	今後も継続実施する。		
A	多摩地域の民間シェルター連絡会への補助金を交付	今後も継続実施する。		
A	平成20年度より西東京市緊急一時保護宿泊費等助成金交付要綱を制定。 平成29年度は実績は0である。保護施設で対応できない場合の実施事業であるため、既存の施設において保護の必要な女性に対し支援ができたと考えるが、今後も幅広いニーズを想定し実施する。	今後も継続実施する。		
A	被害にあった女性と子の生活支援と、子の保育・就学においては関係部署(生活福祉課・保育課・教育支援課)と連携し当事者が早急に支援を受ける事ができるよう図った。	生活の安全と安心、安定の為庁内関係部署と引き続き連携を図る。		

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
107	(3)			健康課	各事業等を通して情報提供に努めるとともに、個別の支援については、関係課と連携を図りながらすすめる。
108				生活福祉課	職員による生活保護世帯の家庭訪問等で得た情報により、DVが予見される場合には、早期に対応し躊躇なく関係機関に繋ぎます。
109				子育て支援課	関係部署と連携し、DV被害者とその子どもの支援を行います。
110				協働コミュニティ課	各窓口での手続きの確認と支援者への情報提供の仕方（ワンストップサービス）の検討。
111				協働コミュニティ課	自立支援講座を実施する。
112				協働コミュニティ課	DV支援に必要な府内関係各課と連絡を密に行い連携を図る。
113				協働コミュニティ課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を開催し、支援に必要な関係機関、専門家との連携を図ります。
114				市民課	引き続き府内連絡会に参加し関係部署や関係各課との情報共有を図る。 また、住民記録システムを参照している各課とのシステム的な連携を今後も図っていく。
115				保険年金課	担当者連絡会議に出席し、関係機関と連携を図る。
116				健康課	関係会議への参加、随時の連絡等によりさらに連携を図る。
117				生活福祉課	担当者連絡会への出席は必須とし、関係機関との連携を密にします。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	各事業等を通して情報提供に努めるとともに、個別の支援については、関係課と連携を図りながらすすめた。	DV被害者が、DV被害の事実に気づき、情報提供ができるタイミングは、事例ごとに異なる。 適したタイミングを事例毎に評価検討し、情報提供に努める。		
A	CW及び家庭相談員は、定期的に同じ家庭を訪問するため、家庭内の変化に気付きやすいことから、DV等の兆候を把握した際は、速やかにパリテと情報共有を図る対応を行っている。	DVの兆候は判断が難しく、また、DV被害者はそれを隠そうとする傾向が見受けられることから、より一層の注意を持って、訪問を行いたい。		
A	婦人相談員や関係機関と連携して、母子生活支援施設への入所を通じた自立支援などを実施した。	引き続き、関係機関と連携しながら、きめ細かい支援に努めます。		
B	DV被害者支援に関して必要な手続きを整理し、支援者に窓口と手続きについて情報提供を行った。支援者の同意を得た場合には関係部署への事前の情報提供を行った。	府内の各部署での手続きがよりスムーズに行われるように関係部署と密に連携を今後も図る。		
A	平成29年度は「Do it!ここから始まる。～一步前にふみ出したいあなたへ～」と題し、「パーソナルカラー＜基礎編＞、＜応用編＞」、「知つて得する法的知識～別居・離婚・その後の暮らし～」、「これってモラハラ？発達障害？無自覚にあなたとまわりを悩ませる人達」、「タッピングタッチ～わたしほぐし～」、「良いストレス？悪いストレス？～ストレスとの上手なつき合い方～」の全6回の講座を行った。	DV被害者以外にも相談を利用した方々への自立の支援のため講座を今後も行う。		
A	日頃より府内関係部署と連絡を取り合い確認し、関係部署でのケースカンファレンスに参加する事の他に配偶者暴力担当者会議を行い連携強化を行った。	日常での府内関係部署と密に連携を図る。また配偶者暴力担当者会議を継続して行う。		
A	平成29年度配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を2回開催、情報交換を含め連携を図った。	今後も継続実施する。		
B	住民記録システムを参照している各課とのシステム的な連携を図ることにより、これまでの市民課による被害者への支援措置から、市としての一体的な住所情報等の保護へと事務の取り扱いを変更している。 具体的には、関係各課が参照できる支援対象者ファイルを作成し、データ更新があった際は更新通知を各課に行うことで、被害者の住所情報等の取扱いについて注意を促し、情報を共有する体制を構築している。なお、支援対象者ファイルや更新情報についてはパスワード設定を行い、担当者のみにパスワードを通知することでセキュリティを確保している。	被害者情報の共有について、各課の独自システムとの自動連携へ向け、協議を重ねたい。 また、被害の実態等に関する府内外の研修や勉強会へ参加し、理解を深めることにより、今後も関係機関との連携をより強固なものしていくように努める。		
B	担当者連絡会議へ出席し、関係機関と連携を図った。	課内調整を行い、担当者連絡会議に出席できように努める。		
A	関連する会議に参加するとともに、健康課事業の中で必要性を感じた事例には、パリテ等に情報提供を行い、本人了解の上での連携に努めた。	健康課事業の中で必要性を感じた事例には、パリテ等の情報提供を行い、今後も本人了解の上での更なる連携に努める。		
A	本年度の担当者連絡会へは、査察及び家庭相談員が参加し、関係各課及び関係機関との情報共有を図ることができ、日常の支援や連携に役立てることが出来た。	今後も積極的に担当者連絡会議へ出席し、関係機関との協力体制をより強固なものにしたい。		

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
118	(4)	(2)各種関連機関・専門家との連携の強化	(2)配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を定例で開催し、支援に必要な関係機関、専門家との連携を図ります。	高齢者支援課	高齢者虐待防止連絡会の開催
				障害福祉課	虐待防止の観点から支援に必要な関係機関、専門家との連携を図る。
				子育て支援課	連絡会議への参加により、関係機関との連携を図ります。
				保育課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加とともに、支援に必要な関係機関、専門部署との連携を図る。
			子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター	関係機関との連携を図る。
					教育企画課
					「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」と「配偶者からの暴力の被害者の子供の就学について（通知）」に基づく適切な就学事務と関係機関との連携
122 II-2★	(4)	(3)相談員の増員及び資質向上とメンタルケア	相談・支援件数の増加にあわせ、相談員の増員を検討します。また、相談員の資質向上を支援するための研修やスーパーバイズ、相談員のメンタルケアに取り組みます。	協働コミュニティ課	相談員の資質向上のため研修の参加、スーパーバイズを実施する。
				協働コミュニティ課	府内相談窓口職員に対して研修・啓発を行う。
				協働コミュニティ課	配偶者暴力相談支援センター設置についての検討を行う。
			⑤配偶者暴力相談支援センター機能の検討	秘書広報課	持ちうる広報媒体（市報・ホームページ（SNSを含む。））を最大限に活用しながら、引き続き情報提供していく。
127	II-3 (1)	①暴力防止に関する情報提供と学習機会の提供	男女平等を阻むさまざまな暴力の防止に向けて、チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報を提供する他、講座等の学習機会を提供します。	秘書広報課	暴力の防止に向けて情報提供し、講座を実施する。
				協働コミュニティ課	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインを作成し、配布します。
		②市発行物の表現における男女平等ガイドラインの作成・配布（再掲）	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインを作成し、配布します。	協働コミュニティ課	市発行物の表現における状況把握の方法を検討する。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	<p>年2回開催 平成29度7月20日開催 (1) 平成28年度 虐待予防への活動実績報告 (2) 平成29年度 対応に向けた取組計画（養護者による高齢者虐待） (3) 虐待事例検討 平成30年2月20日開催 (1) 西東京市における高齢者虐待の現状について (2) 平成30年度 対応に向けた取組計画（養護者による高齢者虐待） (3) 事例を通しての課題検討</p>	平成30年度も年2回の開催を予定。また、年度初めに前年の取り組み報告とその年の取り組み計画を委員へ示せるよう、開催時期の見直しを検討中。		
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、具体的なケース検討に当たっては、利用できる障害福祉サービスの情報提供を行うなど関係機関と連携を図った。	引き続き、継続実施に務める。		
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、関係機関と連携を図った。	関係団体との連携強化を図るため、今後も、連絡会議等に積極的に参加します。		
A	連絡会議により、関係機関等との連携を図っている。	継続実施により連携を図る。		
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、関係機関との連携を図っている。 要保護児童対策地域協議会として、代表者会議1回、実務者会議5回、ケース検討会議161回(昨年より7回増)を実施した。虐待ケースとしての情報共有や対策の検討をするため、相互に顔が見えるよう訪問や、連絡を取り合うようにした。	今後も、適切な早期対応を目標に、関係機関との連携を密にする。		
A	当該家庭の状況を踏まえつつ、情報の管理の徹底	事務手続や保護者対応に関するノウハウを蓄積しながら適切に処理できるようにする。		
A	精神科医、カウンセラー等に依頼しスーパーバイズを年5回実施する。東京都主催のスーパーバイズに参加する。	相談員の資質向上の為経験後に合わせ研修に参加する。 今後も継続実施する。		
A	府内相談窓口対応職員に対して、配偶者暴力被害者支援担当者会議の中でDV現状や支援状況について意見交換をした他、JKビジネス・AV出演強要問題という新たな暴力について情報提供を行った。	担当者会議の際DVに関する情報提供を今後も行う。		
C	配偶者暴力相談支援センターの設置について、比較検討に充分な情報収集が行えなかつた。	配偶者暴力相談支援センターの設置について検討するため情報収集を行う。		
A	チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報を提供した。 ホームページでは、「H P 来～る便」アプリの導入によって、情報を必要とする市民のスマートフォンに更新情報等をお知らせし、情報提供している。	持ちうる広報媒体（市報・ホームページ（SNSを含む。））を最大限に活用しながら、引き続き情報提供していく。		
A	D V 冊子の配布・センター内における掲示の実施により D V についての情報提供を行った。自立支援講座の実施、女性に対する暴力をなくそう運動週間においてはHP上やチラシを活用し情報提供と啓発を行った。	今後も継続実施することにより広く理解を深める。		
B	平成28年度に審議会委員による市刊行物の表現についての評価を府内各関係部署に提示するほか、職員用定型文内に内閣府広報の手引きと事例集を記載し、府内問合せに関しては定型文を紹介した。	引き続き府内関係部署への周知を行う。		

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
130	II -3	(1)		秘書広報課	協働コミュニティ課作成のガイドラインを活用して広報していく。
131			③市内事業所への意識啓発	協働コミュニティ課	パリテ窓口で、産業振興課が発行（東京都が編集）するセクシュアル・ハラスメントが記載されている「ポケット労働法2016」を配布し、男女平等推進センターでも掲示を行う。
132			④暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修	協働コミュニティ課	市職員に向けて暴力防止の情報提供を行う。
133				職員課	継続して職員研修を実施する。7月にハラスメント研修を実施予定。
134				教育指導課	「人権教育プログラム（学校教育編）」を全教職員へ配布し、各校での活用について指導する。また、初任者研修会や人権教育研修会において、指導主事が講義を行う。全校で年2回、校長等が教職員に対して「服務事故防止研修」を実施し、暴力行為の根絶を目指す。
135		(2)	①相談の実施	教育支援課	学校ではスクールカウンセラーが、児童・生徒や保護者から相談を受けるている。その中で、人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害が発覚した場合には、相談者にも同意を得て速やかに子ども家庭支援センターや警察等との連携を図り対応する。 教育相談センターでの相談（教育相談や就学相談）で発覚した場合も同様に対応する。
136			②男性相談のあり方の検討（再掲）	協働コミュニティ課	男性相談について情報収集をおこない、検討する。
137			③緊急一時保護宿泊費等の支援（再掲）	協働コミュニティ課	緊急に保護が必要な女性の安全確保のため宿泊費等を助成します。
138	II -4	(1)	①発達に応じた性教育の実施	協働コミュニティ課	健康課、教育指導課による実施状況の把握をする。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	調整のうえ、協働コミュニティ課においてガイドライン、事例集を庁内に周知することができた	協働コミュニティ課作成のガイドラインを活用して広報していく。		
B	「ポケット労働法2017」を窓口にて設置・配布した。発行元の産業振興課ではその他、市内施設や就職情報コーナー、商工会等へ配布をしている。セクシュアル・ハラスメント等、職場の男女平等を阻む暴力について男女平等推進センター内で掲示を行った。	引き続き、他の啓発方法も検討する。		
A	情報誌パリテの配布による啓発を実施。新規採用職員に向けDVを含む男女平等に関する研修を行った。	今後も継続実施していく。		
B	7月に管理監督者及び一般職を対象にハラスメントの現状と背景、判例のポイントを理解、防止するための研修を実施し、ハラスメント対応マニュアルの見直しを行った。	継続した研修の実施と相談体制の強化を図る必要がある		
A	「人権教育プログラム」を全教職員へ配布した。若手教員1年次研修や人権教育研修会での指導主事による講義をした。 校長への「教職員の服務の厳正について」通知及び東京都教育委員会からの管理職対象の研修を実施するとともに、校長による全教職員への服務事故防止研修等を通して、各学校に適切な指導を実施した。	「人権教育プログラム」の全教職員配布、研修会での指導、校長等による教職員に対する服務事故防止研修等を計画的に実施していく。		
A	幼児から高校生年齢までの児童・生徒やその保護者、または教員からの相談を、庁舎においては教育相談や就学相談、学校ではスクールカウンセリングやスクールソーシャルワーカーの巡回、また、適応指導教室や不登校ひきこもり相談室において、さらには家庭訪問等、様々な形態で行っている。どの場面においても、人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害が発覚した場合には、相談者にも同意を得て、速やかに子ども家庭支援センターに連絡をしたり、緊急の場合は警察にも電話することを伝えた。その後、子ども家庭支援センター、女性相談、学校等関係機関と連携して支援体制を作るよう努めた。	連携のための情報共有については、要保護児童対策地域協議会としての守秘義務の範囲で可能であると考えている。しかしながら、要保護児童として対応している事例であるという確認ができる以前に、本人の同意がなくても情報提供して安全を守らなければならないようなケースが起こった場合に各部署が適切に対応できるよう、情報共有のあり方や制度について庁内全体で検討しておく必要がある。また、性的虐待についても都スクールカウンセラーに報告内容に含めるようにすることにより詳細な情報を集めるよう努める。		
A	市町村男女平等参画施策担当職員連絡会において他市町村の実施状況を把握した。	男性相談のあり方について、他市の実施状況や利用実績等の情報収集しながら継続的に検討を行う。		
A	平成20年度より西東京市緊急一時保護宿泊費等助成金交付要綱を制定。この事業は被害者支援の選択肢を広げるために実施しているが、保護施設が利用できない際に実施する事業となる。平成29年度は実績は0である。	今後も継続実施する。		
A	子ども家庭支援センターにおいて実施された性教育についての報告会に参加し、情報を収集とともに実施の方法やあり方について知ることができた。 また男女平等推進センターの講座として「知っていますか？LGBTのこと～家庭・学校・地域で考えたい『あなたの身近な人がLGBTだったら』を実施した。	今後も実施状況の把握に努める。また、相談員が性に関する研修参加ができるよう努める。		

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画	
139				健康課	継続検討。先進事例の情報を集める。	
140				教育指導課	東京都教育委員会と連携し、学習指導要領を踏まえた適切な性教育の実施についての指導・助言を行う。小学校においては体育の保健領域で、中学校においては、保健体育において性に関する学習を教科書に基づいて適正に指導を行うようする。	
141	II-4	(1)	②性と生殖に関する健康支援情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報を提供します。 また、いのちを育む妊娠・出産について、男女ともに正しい知識を持って、安心して迎えられるよう情報の提供に努めます。	協働コミュニティ課 健康課	パリテ内で掲示による啓発を実施する。 継続して検討する。
142						
143		(2)	①女性専門外来に関する情報提供	女性に特有のからだの不調や悩みに対応するため女性専門外来を設置している医療機関に関する情報を提供します。	協働コミュニティ課	女性相談等において、相談者の必要に応じて、女性専門外来を案内する。
144			②女性特有の病気に対する予防と検査の実施	子宮がん、乳がん、骨粗しょう症の予防と検査の充実を図ります。 また、更年期の心身の健康づくりや予防についての情報提供に努めます。	健康課	情報集約に努める。
145						

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
B	思春期を対象とした性教育は、教育部署において東京都教育委員会と連携し、学習指導要領を踏まえた適切な性教育が実施されているため、協議について働きかけなかった。 妊娠届やファミリー学級等、母性に関わる事業を通じ、個別性の高さにも配慮しながら、からだと性に関する正しい知識を提供した。	母性に関わる事業を通じ、個別性の高さにも配慮しながら、からだと性に関する正しい知識の啓発に努める。		
B	東京都教育委員会と連携し、学習指導要領を踏まえた適切な性教育の実施についての指導・助言を行った。小学校においては体育の保健領域で、中学校においては、保健体育において性に関する学習を教科書に基づいて適正に指導を行うようにした。	今後も東京都教育委員会と連携し、次年度改訂される性教育の手引きを踏まえた、性に関する指導が実施できるよう指導・助言を行う。		
A	パリテ内掲示にて、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの説明を掲載した。	引き続き、情報提供を方法を検討する。		
B	妊娠届やファミリー学級等、母性に関わる事業を通じ、個別性の高さにも配慮しながら、からだと性に関する正しい知識を提供した。	母性に関わる事業を通じ、個別性の高さにも配慮しながら、からだと性に関する正しい知識の啓発に努める。 (No.139に一本化して頂くよう、ご検討をお願いします。)		
A	相談内容に応じて女性専門外来に関する情報を案内した。 一人では病院受診につながることのできない相談者においては、他課と連携をとりながら対応をした。	今後も情報収集し、相談者に応じて適切な情報提供を行う。		
C	周産期支援に関わる機関の会議に参加し、情報収集を行い、周知に努めた。	前出の会議に出席する他、研修等に参加し、情報収集を行い、周知に努める。		
A	女性のがん検診の受診率向上のための個別通知を実施。 ホームページに乳がん自己検診法の情報をアップした他、女性の教室を開催し、骨粗しょう症や更年期に関する知識の普及に努めた。	更なる周知に努める。		